南那須地区広域行政事務組合障害者活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第7条の3第1項の規定 に基づき、南那須地区広域行政事務組合における障害者活躍推進計画を策定します。

機関名	南那須地区広域行政事務組合
任命権者	南那須地区広域行政事務組合長
計画期間	令和7年4月1日~令和12年3月31日(5年間)
当組合における課題	当組合では、令和6年6月1日時点での法定雇用率が未達成である。 このため、法定雇用率の達成を目指し、更なる体制整備や各種取組を検
O HIVE	討していく必要がある。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用率は、当該年6月1日現在の法定雇用率を達成する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員
1.障害者の活 躍を推進する	の相談窓口を設定し、職員に周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務(5人以上の障害者を雇用)が生じた
体制整備	場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害
	者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があ
躍の基本とな	った場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討す
る職務の選定・	る。
創出	
2 陸宝老の洋	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
3.障害者の活躍を推進するための環境整	○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な 負担にならない範囲で適切に実施する。 ○一般職員の募集と併せて、軽易な業務に従事する職員(会計年度任用職
備・人事管理	員)の募集を行うなど、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工 夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。
	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

_		
		・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
		・自力で通勤できることといった条件を設定する。
		・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
		・「就労支援機構に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる
		こと」といった条件を設定する。
		・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法
	4. その他	律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の
		拡大を推進する。